平成２１年（フ）第５８９０号
大阪市西淀川区千舟２丁目５番32号　メゾンドゥ　ショコラ千舟403号室
破産者　鈴木　謙二
1　破産債権の届出期間　平成22年８月20日まで
2　一般調査期日　平成22年９月27日午後３時30分
平成22年７月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０号
大阪市中央区西心斎橋２丁目９番38号
破産者　有限会社ストライク
1　破産債権の届出期間　平成22年８月23日まで
2　一般調査期日　平成22年９月27日午後３時30分
平成22年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１号
大阪市中央区上本町西２丁目５番15号、開始決定時の住所大阪市中央区上本町西３丁目２番20―502号
破産者　森藤　　唱
1　破産債権の届出期間　平成22年８月23日まで
2　一般調査期日　平成22年９月27日午後３時30分
平成22年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１号
和歌山県田辺市下三栖1508番地の５
破産者　肉の一穂こと　安達　萬穂
1　破産債権の届出期間　平成22年９月３日まで
2　一般調査期日　平成22年10月４日午前10時
平成22年７月５日
和歌山地方裁判所田辺支部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２１年（フ）第１０２号
福岡市城南区樋井川７丁目８番２号
破産者　山本雅比古
1　破産債権の届出期間　平成22年８月13日まで
2　一般調査期間　平成22年９月８日から平成22年９月14日まで
平成22年７月１日
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の特別調査期日

平成２１年（フ）第８０５７号
大阪市浪速区敷津西２丁目10番28号
破産者　濱口　貞義
特別調査期日　平成22年９月２日午後２時30分
平成22年６月28日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第２１６号
北海道二海郡八雲町富士見町133番地
破産者　加藤建設株式会社
1　期日　平成22年８月25日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月５日　　函館地方裁判所

平成２０年（フ）第２１７号
札幌市北区新琴似５条16丁目６番10号、開始決定時の住所北海道二海郡八雲町富士見町133番地
破産者　加藤　光久
1　期日　平成22年８月25日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月５日　　函館地方裁判所

平成２０年（フ）第２１８号
函館市日吉町１丁目24番13号、開始決定時の住所北海道二海郡八雲町東雲町12番地の22
破産者　加藤　末茂
1　期日　平成22年８月25日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月５日　　函館地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１２２号
熊本県人吉市鬼木町317番地１
破産者　瀬戸　君子
異議申述期間　平成22年８月25日まで
平成22年７月５日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第４５２号
熊本県菊池郡大津町大字瀬田1003番地
破産者　西本　勝幸
異議申述期間　平成22年８月25日まで
平成22年７月５日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６８８号
さいたま市北区吉野町２丁目272番地９
破産者　株式会社ジェラール・ミュロフーズ
異議申述期間　平成22年８月30日まで
平成22年６月29日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９２１号
福岡市早良区百道浜４丁目２番１―607号
破産者　有限会社竹内商事
異議申述期間　平成22年８月30日まで
平成22年６月29日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８９号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折9545番地31
破産者　株式会社永迫建設興業
異議申述期間　平成22年９月６日まで
平成22年７月５日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１４０号
徳島市南矢三町３丁目５番43―102号
破産者　勝占　正輝
免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
平成22年７月５日　　徳島地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第３０１９号
大阪府松原市西大塚１丁目４番10号
清算株式会社　株式会社フジモトバイオメディカルラボラトリーズ
代表清算人　山本　忠雄
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第１００２号
広島県安芸郡坂町北新地２丁目３番40号
清算株式会社　ライト工業株式会社
代表清算人　藤中　裕幸
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１号
山梨県甲府市大里町1001番地
清算株式会社　株式会社デイ工房
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
甲府地方裁判所

平成２２年（ヒ）第３００５号
大阪市城東区関目２丁目12番36号、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区天神橋３丁目２番16号
清算株式会社　伊藤産業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第３０２３号
大阪市西成区長橋１丁目７番２号安田ビル
清算株式会社　株式会社てんぐ屋商事
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件協定を認可する。

協定

第１　定義

本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。

第２　一般条項

１　弁済の方法

清算株式会社は、協定債権の元本（将来の求償権を除く。）及び特別清算手続開始命令発令日の前日までの利息・遅延損害金の合計額（以下「元本等」という。）について、次のとおり支払う。

⑴　５万円以下の元本等

清算株式会社は、協定債権者安田善光及び安田美智子（以下「安田善光ら」という。）を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌々月の末日までに、元本等５万円以下の部分につき、全額を弁済する。